

## ＩＣＴ活用教育の推進に関する協定書

鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人島根大学教育学部（以下「乙」という。）とは、地域におけるＩＣＴを活用した教育の充実発展を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の連携・協力のもと、情報ネットワークを活用し、地域におけるＩＣＴを活用した教育の充実発展を推進することを目的（以下「本目的」という。）とする。

### （連携内容）

第2条 甲及び乙は、本目的のためにＩＣＴを活用して次に掲げる連携協力をを行う。

- （1）教員の資質能力の向上に関する共同で行う研究
- （2）教員の養成に関する共同で行う研究
- （3）学生、児童生徒等の教育支援及び社会貢献活動に関する共同で行う研究
- （4）その他甲と乙が相互に必要と認めるもの

### （具体的事項の決定）

第3条 甲及び乙は、地域におけるＩＣＴを活用した教育が充実進展するよう連携協力をを行うものとし、具体的な方法や条件については、別途協議の上、定めるものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本目的に関連して相手方から開示を受ける営業上、技術上、経営戦略上、財務上、その他業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、かつ、本目的以外の目的に使用してはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。

- （1）開示を受けるときに、既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報
- （2）開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報
- （3）開示後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- （4）秘密情報によることなく被開示者が独自に開発又は創作した情報

3 甲又は乙は、秘密情報を複製する必要が生じた場合は、事前にその目的等の詳細を明らかにした上で、相手方の同意を得なければならないものとする。

(成果の帰属)

第5条 本協定に基づく研究等の結果、技術的知見その他の技術的成果が得られた場合は、遅滞なく書面にて相手方に報告し、その帰属について協議するものとする。

(成果の公表)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく研究の成果について相手方と協議した上、報道発表等の対外的な公表を単独又は共同で実施することができるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも本協定の期間延長を行わない旨の通知がないときは、1年間更新することとし、以後についても同様とする。この場合において第4条及び第5条については、本協定の終了後以降も有効に存続する。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の証として2通を作成し、記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年10月9日

甲 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

鳥取県教育委員会

教育長

山 本 仁 光



乙 島根県松江市西川津町1060

国立大学法人島根大学教育学部

学部長

加 藤 寿 朗

